



鳥取県公報

平成 24 年 7 月 10 日 (火)
号外第 65 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (56) (景観まちづくり課) 3
鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則
(57) (消防防災課) 4
鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (58) (業務効率推進課) 9
- ◇ 人委規則 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (15) (給与課) . . 10

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

東日本大震災の教訓を踏まえた事業を促進するため、これらの事業について交付金の額を加算するとともに、感震ブレーカーの設置、避難勧告等の基準の策定及び土砂災害特別警戒区域を対象とする避難計画の策定をより一層促進するため、交付金の額の算定方法について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 各市町村に交付する交付金の額の算定において、東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策として知事が適当と認める事業に要する経費を別枠とする。
- (2) 平成24年度の交付金の額の算定においては、次の額の合算額を加えた額を基準とする。
 - ア 当該市町村で感震ブレーカーの設置を促進するための啓発普及を行った場合にあっては、10万円
 - イ 当該市町村で平成25年1月1日に避難勧告等の基準が策定されている災害の項目の数を当該市町村が被災するおそれのある災害の項目の数で除して得た割合を、20万円に乗じて得た額
 - ウ 当該市町村で平成25年1月1日に避難計画が策定されている土砂災害特別警戒区域の数を県内の全ての土砂災害特別警戒区域の数で除して得た割合を、300万円に乗じて得た額
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 給与等の状況の公表は、県議会への報告後直ちに（現行 遅滞なく）行うものとする。
- (2) 給与等の制度の変更についての公表の対象は、報告の前年の4月2日から報告の年の4月1日までに行われたものとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第56号

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第63号）の施行期日は、平成24年10月1日とする。

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第57号

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(交付金の額)</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次のいずれか低い額以下とする。ただし、第1号の額が第2号の額を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあつては、第2号の額に調整交付額を加えた額以下とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その年度の1月1日における次に掲げる数に<u>それぞれに定める金額を乗じて得た額を合算した額に大震災関連加算額を加えた額</u></p> <p>ア～エ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項第2号の大震災関連加算額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>対象経費のうち東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策として知事が適当と認める事業に要するもの（以下「大震災関連経費」という。）の額が100万円以下の市町村 大震災関連経費の額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>大震災関連経費の額が100万円を超える市町村 当該市町村におけるイに掲げる額をこの号に該当する全ての市町村におけるイに掲げる額の合計額で除して得た割合をアに掲げる額に乗じて得た額（大震災関連経費の額に2分の1を乗じて得た額を上限とする。）に50万円を加えた額</u></p> <p>ア <u>予算で定めた本交付金の総額のうち大震災関連経費の総額を勘案して知事が定める額から、前号に該当する全ての市町村の同号に定める額の合計額及びこの号に該当する市町村の数に50万円を乗じて得た額を減じた額</u></p> <p>イ <u>大震災関連経費の額から100万円を減じた額</u></p> <p>附 則</p>	<p>(交付金の額)</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次のいずれか低い額以下とする。ただし、第1号の額が第2号の額を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあつては、第2号の額に調整交付額を加えた額以下とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その年度の1月1日における次に掲げる数に、<u>それぞれに定める金額を乗じて得た額を合算した額</u></p> <p>ア～エ 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p>

<p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(平成24年度の交付金の額の特例)</p> <p>2 <u>平成24年度の対象事業に対して交付する本交付金に係る第3条第1項第2号の額は、同号に定めるところにより算定した額に、次に掲げる額を合算した額を加えた額とする。</u></p> <p>(1) <u>当該市町村で感震ブレーカー（一定以上の地震動を感知した場合に電気回路を自動的に遮断する装置をいう。）の設置を促進するための啓発普及を行った場合にあっては、10万円</u></p> <p>(2) <u>当該市町村で平成25年1月1日に避難勧告等の基準（市町村長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定による勧告及び指示を行うための基準であって、知事が別に定める指針に基づき適当と認めるものをいう。以下同じ。）が策定されている災害の項目（次に掲げるものに限る。以下同じ。）の数を当該市町村が被災するおそれのある災害の項目の数で除して得た割合を、20万円に</u>乗じて得た額</p> <p>ア 水害</p> <p>イ 土砂災害</p> <p>ウ 高潮災害</p> <p>エ 津波災害</p> <p>(3) <u>当該市町村で平成25年1月1日に避難計画が策定されている警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。以下同じ。）の数を県内の全ての警戒区域の数で除して得た割合を、300万円に</u>乗じて得た額</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(平成22年度の交付金の額の特例)</p> <p>2 <u>平成22年度の対象事業に対して交付する本交付金に係る第3条第1項第2号の額は、同号に定めるところにより算定した額に、次に掲げる額を合算した額を加えた額とする。</u></p> <p>(1) <u>当該市町村における増加団員数（平成22年1月2日から平成23年1月1日までの間に増加した消防団員の数をいう。以下同じ。）をすべての市町村における増加団員数の合計数で除して得た割合を500万円に</u>乗じて得た額</p> <p>(2) <u>当該市町村における増加組織数（平成22年1月2日から平成23年1月1日までの間に増加した自主防災組織の数をいう。以下同じ。）をすべての市町村における増加組織数の合計数で除して得た割合を300万円に</u>乗じて得た額</p> <p>(3) <u>当該市町村の平成23年1月1日における避難支援体制確立者数（個人ごとに避難の支援に係る計画が策定されている災害時要援護者の数をいう。）に120円を</u>乗じて得た額</p> <p>(平成23年度の交付金の額の特例)</p> <p>3 <u>平成23年度の対象事業に対して交付する本交付金に係る第3条第1項第2号の額は、同号に定めるところにより算定した額に、次に掲げる額を合算した額を加えた額とする。この場合において、第2号の割合は、別に定めるところにより知事が調査するものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該市町村の感震ブレーカー設置世帯数（一定以上の地震動を感知した場合に電気回路を自動的に遮断する装置を平成24年1月1日に居宅に設置している世帯の数をいう。以下同じ。）を県内の全ての市町村における感震ブレーカー設置世帯数の合計数で除して得た割合を、150万円に</u>乗じ</p>
--	--

て得た額

(2) 当該市町村における消防法（昭和23年法律第186号）第9条の2第1項に規定する住宅用防災機器を居宅に設置している世帯の割合が次に掲げる区分のいずれかに該当する場合にあっては、当該区分に応じ、それぞれに定める額

ア 50パーセント以上70パーセント未満 20万円

イ 70パーセント以上 40万円

(3) 当該市町村で平成24年1月1日に避難勧告等の基準（市町村長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定による勧告及び指示を行うための基準であって、知事が適当と認めるものをいう。以下同じ。）が策定されている災害の項目（次に掲げるものに限る。以下同じ。）の数を当該市町村が被災するおそれのある災害の項目の数で除して得た割合を、20万円に乗じて得た額

ア 水害

イ 土砂災害

ウ 高潮災害

エ 津波災害

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（以下「規則」という。）第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

区 分	事業名	事業内容	対象事業費
一般事業			
	計		
大震災関連事業			
	計		

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業名	事業内容	対象事業費
計		

計
合 計

注 大震災関連事業とは規則第3条第3項第1号に掲げる事業をいい、一般事業とは大震災関連事業以外の事業をいう。

2 交付金算定基準

項 目	数 値
略	
感震ブレーカー設置の普及促進策	
避難勧告等の基準	略
	当該基準が策定されている災害の項目の数
土砂災害特別警戒区域を対象とする避難計画策定数	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（以下「規則」という。）第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

区 分	事業名	事業内容	対象事業費
一般事業			
	計		
大震災関連事業			
	計		
合 計			

注 大震災関連事業とは規則第3条第3項第1号に

--

2 交付金算定基準

項 目	数 値
略	
感震ブレーカー設置世帯数	
住宅用防災機器を居宅に設置している世帯の割合	
避難勧告等の基準	略
	当該基準が策定されている災害の項目の数

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業名	事業内容	対象事業費
計		

<p><u>掲げる事業をいい、一般事業とは大震災関連事業以外の事業をいう。</u></p> <p>2 略</p>	<p>2 略</p>
--	------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の規定は、平成24年度の同規則第2条第1項に規定する対象事業（以下「対象事業」という。）に対して交付する鳥取県防災・危機管理対策交付金から適用し、平成23年度の対象事業に対して交付する鳥取県防災・危機管理対策交付金については、なお従前の例による。

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第58号

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公表の方法等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条の公表は、<u>条例第3条第1項の報告後直ちに、次の事項について行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 条例第2条第1号に掲げる事項については、</u> <u>条例第3条第1項の報告を行った日の属する事業年度（以下「報告年度」という。）の開始の日現在のもの</u></p> <p><u>(2) 条例第2条第2号に掲げる事項については、</u> <u>報告年度の前事業年度のもの</u></p> <p><u>(3) 条例第2条第3号に掲げる事項については、</u> <u>報告年度の前事業年度の開始の日の翌日から報告年度の開始の日までに行われたもの</u></p> <p>(議会への報告)</p> <p><u>第3条 略</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第4条 略</u></p>	<p>(公表の方法等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条の公表は、<u>条例第3条第2項に規定する県議会への報告後遅滞なく行うものとする。</u></p> <p>(給与等の制度等の公開)</p> <p><u>第3条 条例第2条の規定により公表する同条第1号の給与等の制度は、条例第3条第1項の報告を行う日の属する事業年度の開始の日現在のものとする。</u></p> <p><u>2 条例第2条の規定により公表する同条第2号の給与等の支給の状況は、条例第3条第1項の報告を行う日の属する事業年度の前事業年度のものとする。</u></p> <p>(議会への報告)</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第5条 略</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月10日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第15号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の支給の特例)</p> <p>2 条例附則第6項第4号、第6号又は第8号の作業に従事した時間（条例附則第7項の規定によりこれらの作業に従事したものとみなされる時間を含む。）が1日について4時間に満たない場合におけるその日のこれらの作業に係る災害応急手当の額は、条例附則第6項に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の支給の特例)</p> <p>2 条例附則第6項第3号、第5号又は第7号の作業に従事した時間（条例附則第7項の規定によりこれらの作業に従事したものとみなされる時間を含む。）が1日について4時間に満たない場合におけるその日のこれらの作業に係る災害応急手当の額は、条例附則第6項に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第50号）附則第2項に規定する作業のうち屋外において行うものについて改正前の警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則附則第2項の規定を適用する場合においては、同項中「条例附則第6項に」とあるのは、「警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第50号）附則第2項の規定により読み替えて適用される条例附則第6項に」とする。